

● トピック・ニュース

EU の偽造品対策プログラムが強化予定

EUは、国際商取引において偽造品が増加しているという最新の統計と共に、新たな偽造品対策措置の詳細を公表した。当該措置は、データベースの改善、税関検査の頻繁化、疑わしい事例を通知するためのホットラインの設置、企業の関係者を含めた専門家アドバイザー・グループの新設、及び中国等偽造品の製造で知られている主要国の関係当局との協力強化を含んでいる。2006年から開始する改善措置と併せて、今後のタイムテーブルの概要も公表されている。

また、今回の提案措置の中では、EU加盟国に対して、偽造行為への関与を刑事上の違法行為とするよう要求している点が注目される。EUの法律では従来、法律違反の性質は規定しているが、違反行為をどこまで厳密に分類するかについては各加盟国が自国の法律のもとで自由に決めていたので、このような要請は他に例がない。EUは、偽造行為は最終的に禁固刑に至らしめなければならないと提案することによって、この問題に対する関心が大いに高まることを期待している。

関連URL:

-http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/combatting/index_en.htm
-http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/commission_initiatives/index_en.htm

エコデザインの義務化：設定手法及びタイムテーブルが明らかに

特定の製品についてエコデザイン要求事項を設定するための手法について、その原案及び非公式なタイムテーブルが明らかにされた。また、12月に開催予定の一般公開会議では、中小の電気電子機器メーカーに関する課題について議論が行われる見込みである。これらの動きは、本年7月にEuP(エネルギー使用製品)枠組み指令が公表されたものの、各種原則が広範に渡って規定されたがその詳細については情報提供がなかったことを受けてのものである。

2007年までには詳細な提案は出てきそうにないが(その状況であってもEUはあらゆる最終決定の前に広範囲に渡る協議を強引に行うであろう。)、本件は製品設計に関する非常に複雑かつ本質的な問題であるので、その準備は既に始まっている。エア・コンディショナ、テレビ及びセントラル・ヒーティング・ボイラを含む10の製品群に関するケース・スタディが、エコデザイン要求事項の設定手法の基礎となるデータを提供する目的で公表されている。設定手法自体は、200ページにも及ぶ原案の中に別途盛り込まれている。環境への影響についての定量的な計算方法が詳細に記載され、また、原材料又は部品の使用、製造工程、運転性能及び廃棄をカバーしている。

規制の簡素化が求められている中で、今回の提案の複雑さには驚きを感じるかもしれない。しかしながら、本措置は、京都議定書に基づく温室効果ガス削減及び気候変動に関するEUのコミットメントを履行するために極

めて重要なものと考えられており、取り下げにはなりそうにない。

関連URL:

- http://www.euproject.org/public/MEEUP_Draft_Final_Methodology_v1a.pdf
- http://www.euproject.org/public/MEEUP_Draft_Final_ProductCases_v1a.pdf

電磁両立性(EMC): 整合規格に関する重要な誤り?

EUのEMC指令の下で実質的に適用が義務付けられている、IT機器の無線妨害限界値を特定した中核的な規格について、誤解を招く可能性のある公告があった。新たに承認された 17 規格のリストの中で、EUは、上記規格の最新版が、その前版の適用義務付け以前に、有効となることについて言及しなかった。欧州委員会の当該指令担当部局に近い関係者は、数週間以内に訂正が発表されるであろうと予想している。

関連URL:

- http://europa.eu.int/comm/enterprise/electr_equipment/emc/stand.htm

● 最新情報

木製梱包:

EU向けに各種製品を出荷する際に使用される木製梱包材(パレット及び木枠を含む。)に適用される、植物衛生に関する要求事項について、2 ページの公式ガイドが公表された。熱処理又は臭化メチル燻蒸消毒による害虫駆除に関する国際規格の適用は、2005 年 3 月から義務付けられている。今回の新ガイドには、重要なデータは掲載されておらず、マニュアルというよりも関係者への注意喚起に役立っている。

関連URL:

- http://europa.eu.int/comm/food/resources/import_conditions/woodpackaging.pdf

パッケージサイズ:

EUは、今年はじめに発表した、食品、飲料、巻状の織物等の製品のパッケージに関する重量及び容積の検証及び表示を含む、一連の規則を合理化するための提案を取り下げるかもしれない。理由は、新たな規則への適用に、今以上の手続き面での困難さを伴いそうだからである。

関連URL:

- <http://europa.eu.int/comm/enterprise/library/enterprise-europe/news-updates/2005/2005-08-24.htm>

機械安全:

EU機械安全指令の改正案の英語版が公表されている。フランス語版は本年はじめに既に公表されており、安全性に係る要求事項についての主な変更点も通知されている。

関連URL:

-http://europa.eu.int/comm/enterprise/mechan_equipment/machinery/direct/proposal.htm

電気製品:

2006年7月から電気電子機器における4種類の重金属及び臭化炎焼遅延剤の使用を禁止するEUのROHS指令に関して、その適用除外となる可能性のある場合についての新しいリストが公表されている。リストに載っている23の項目は全て産業界からの要望であり、詳細な技術的正当性が示されていない広範な製品部門にわたるもの(建築物の中で使用される全ての機器等)から、適當な代用品のない小さな製品群(カルシウムを使用する光電部品等)等十分に議論された要求まで、その内容は多岐にわたっている。EUは、これらの要求事項に対して、どのように対応するのか態度を明らかにしておらず、回答期限も提示していない。

関連URL:

-http://europa.eu.int/comm/environment/waste/rohs_3_consult.htm

無線通信・電気通信端末機器(R&TTE):

23の新規格が承認された。これらの規格には、特定の製品群に関するもの及びEMC等分野横断的な問題に関するものの両方が含まれている。また、2004年に英語で初版が発行された"Quick Guide on the Obligations of Manufacturers"が、現在は、他の13のEU言語で配布されている。

関連URL:

-<http://europa.eu.int/comm/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/radiotte.html>

-<http://europa.eu.int/comm/enterprise/rtte/guide7.htm>

人を輸送するための空中ケーブル設備:

3つの新規格が承認された。また、当該設備に関するEU指令の公式ガイドについて、本年初めに未完成版が提示されたが、この度最終版が新たに発行された。本ガイドには、必須要求事項に関する解説が盛り込まれており、また、規格と必須要求事項との対応関係が示されており、有益なものとなっている。

関連URL:

-<http://europa.eu.int/comm/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/cableway.html>

-http://europa.eu.int/comm/enterprise/rail_guided_transport/docs/guide_en.pdf

自動車:

1) 指定された自動車部品における鉛、六価クロム及びカドミウムの使用を認める、新たな一連の例外措置が導入された。ただし、そのほとんどは暫定的なものである。これら3つの物質はいずれも、使用済み自動車のリサイクルを要求しているEU指令によって、3.5トン以下の自動車においては、一般的にその使用は禁止されている。

関連URL:

-http://europa.eu.int/comm/environment/waste/elv_index.htm

2) トラック及びほとんどのバスを含む全ての大型車両においてシートベルトの設置を義務付ける一連のEU指

令について、その確定した条文が、2006～2007 年の間における当該指令の施行期日を含めて公表された。耐性試験及びエネルギー逸散試験は、技術仕様(specifications)の中で規定されている。

関連URL:

–<http://europa.eu.int/comm/enterprise/automotive/directives/vehicles/index.htm>

3) 2008 年から適用される、大型車輌に対するディーゼルエンジンからの排出ガスを規制するEuro5 の最終的な条文が公表された。規制値に関しては、先の草案から変更はない。一連の補足的な技術仕様の詳細が近いうちに公表されるであろう。

関連URL:

–http://europa.eu.int/comm/enterprise/automotive/directives/recently_published.htm

4) 一連の既存の自動車EMC規格の最新版の適用が 2006 年 10 月から義務付けられることとなった。当該規格は全てIECにおいて策定されたものである。

関連URL:

–http://europa.eu.int/comm/enterprise/automotive/catp_meetings/1804-05/en.pdf

5) 衝突事故の際の歩行者保護の改善手段として、ブレーキ・アシスト技術を乗用車に強制的に導入する提案について、協議の結果が公表された。当該技術は、2010 年に導入が計画されている技術仕様に取って代わるであろう。

関連URL:

–<http://europa.eu.int/comm/enterprise/automotive/pagesbackground/pedestrianprotection/index.htm>

6) UNECEが策定した国際規格が、自動車の側面からの衝突に対する耐性についての型式認定の基礎として承認された。また、透明性向上の観点から、EUによって承認された全UNECE文書についての包括的なインターネット・リストが公表された。

関連URL:

–<http://europa.eu.int/comm/enterprise/automotive/unece/index.htm>

高速鉄道:

11 の新規格が、高速鉄道網の相互運用を達成するためのEUの長期計画の中で承認された。新たに承認された規格は、レール及び全車両の特徴に関するリストに追加されている。

関連URL:

–<http://europa.eu.int/comm/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/hisprail.htm>

医療機器:

1) 一般医療器指令(MDD)のもとで承認されている、電気分野以外の規格のリストに、50 以上の追加又は変更があった。当該規格には、個別製品規格及び分野横断的な規格(リスクマネジメント、データ交換のための用語体系、医療機器の殺菌処理に関する規格等)の双方が含まれている。

関連URL:

-<http://europa.eu.int/comm/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/meddevic.html>

2) 対外診断機器指令に下で承認された規格のリストから、2つの規格が削除された。

関連URL:

-<http://europa.eu.int/comm/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/invimedd.html>

3) EUは、国際化が高度に進んでる医療機器の分野における規制の国際整合化を目的とした Global Harmonisation Task Force という国際会議の次回会合のスポンサーを務める。2006年6月に開催予定の当該会議は、4年間中断していた一連の会議を再開させるものである。

関連URL:

-<http://www.ghtf.org/>

身体防護用具(PPE):

身体防護用具に関するCEマーキング指令の下で、62の新規格が承認された。珍しく大幅に行われた今回の更新には、個別製品群に関するもの及び分野横断的な試験方法に関するものが入り交じっている。試験方法規格のいくつかはISO規格である。20以上の新規格は以前承認された規格の改訂版であり、これら規格の旧版は移行期間を置かずに直ちに新しい改訂版に置き換えられなければならない。

関連URL:

-<http://europa.eu.int/comm/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/ppe.html>

化学肥料:

「EC肥料(EC fertilizer)」の承認申請書を提出する際に必要となる技術書類の準備の仕方に関するガイダンス文書の改訂版が公表された。新しいガイダンス文書は、当該分野における中核的な規制の2003年更新の内容を反映したものであり、新たな変更が盛り込まれているわけではない。

関連URL:

-http://europa.eu.int/comm/enterprise/chemicals/legislation/fertilizers/index_en.htm

圧力容器:

当初の予定から12か月以上遅れた末、EUは、圧力容器指令への適合手段という観点からのEN規格とASME規格の比較調査の結果を公表した。当該調査では、以下の点が確認されている。

- ・両規格とも十分な品質を有している。
 - ・材料又は試験方法に係る要求事項に関して、コスト面での差異がいくつかある。
 - ・ASMEの規則は、EU指令と調和させるためには、軽微な変更を必要とする。
- 今回の調査については、その内容もさることながら、調査結果を公表したことが重要視される。なぜならば、EUはこれまで、EU指令の必須要求事項への適合に当たってEN規格以外の規格が有効であると公式に認めることが拒んできたからである。

関連URL:

-http://europa.eu.int/comm/enterprise/pressure_equipment/ped/standards/asme_comparative_study_en.html

建設資材:

「European Technical Approval」を発行することを認められている適合性評価機関に関する新しいリストが公表された。本リストでは、承認されている機関が、対象製品にかかわらず、国毎にまとめられている。

関連URL:

-http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2005/c_245/c_24520051005en00040010.pdf

● 新規公式報告書及び関連発表

任意の認証制度:

EUは、EU規則自体が認証を義務付けていない分野において、EN規格への適合を示すための、EU域内で整合化された単一の任意の認証制度の使用を促進する意図を繰り返し示している。そのような措置がどのようにして講じられるべきかについて、今回初めて、2006 年の第 4 四半期に結論を出すことが示された。うまく行けば、多くの場合変更されるのはマークのみであり認証自体に変更が求められるわけではないが、EUの対応は、欧洲各国の多くの任意の認証マークに脅威となるであろう。このEUの意向は、EUの関係当局が彼らの政策との関係においてEN規格の開発を重要視している分野の見直しの中で示された。

関連URL:

-http://europa.eu.int/comm/enterprise/standards_policy/financing/doc/proposal_decision_com2005_377_en.pdf

-http://europa.eu.int/comm/enterprise/standards_policy/action_plan/doc/standardisation_action_plan.pdf

無線周波数帯の割り当て:

欧洲委員会は、RFIDタグ(無線IDタグ)等多くの高度成長技術のために無線周波数帯を使用する権利は、EU域内で整合化された新しいシステムを通じて商業ベースで販売されるべきであると提案している。しかしながら、そのためにはEU加盟国からの権限の委譲が必要であり、スムーズには進みそうにない。当面は、2006 年にも開催された国際会議において、その可能性が評価されることになるであろう。

関連URL:

-<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52005DC0400:EN:NOT>

-http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0461en01.pdf